

中小企業者への融資のご案内

東通村及び青森県信用保証協会では、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度を実施しています。地元中小企業者の皆様にとって利用しやすい制度となるよう、きめ細やかな対応をしておりますので、大いにご活用ください。

☆特別保証制度

○簡易小口資金

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（措置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）

○事業活性化資金

貸付金額：2,000万円 保証期間：10年以内（措置期間：運転6ヶ月以内、設備1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）

○小口零細企業特別保証

貸付金額：1,250万円 保証期間：7年以内（措置期間：1年以内）

貸付利率：年率3.5%以内（固定金利）

☆保証利率について

- ◎ 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた区分の料率（小口、活性化は0.45%～1.85%、小口零細は0.50%～2.00%）を適用します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、小口、活性化は1.15%、小口零細は1.28%となります。（最大0.2%の割引適用有り）
 - ・個人事業者、又はその他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって、貸借対照表及び損益計算書がない方
 - ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方
 - ・同一の事業を営む複数の方であって、金融機関からの借入に係る連帯債務を負担する方
- ◎ 特別小口保険を利用の場合、経営安定関連特例保険を1～6号指定で利用の場合は一律に年率0.85%、経営安定関連特例保険を7、8号指定で利用の場合は一律に年率0.77%、創業等関連特例及び創業関連特例保険を利用の場合は一律に年率0.80%が適用となります。

＜お問い合わせ先＞

青森県信用保証協会 むつ支所（☎22-1204）

東通村つくり育てる農林水産課 商工振興グループ（☎27-2111）

小学生バレーボール教室実施について

1. ね ら い ①バレーボールに親しみ楽しむ ②仲間づくりをする
③運動を通して健康・体力増進を図る（健康・体力・体質等で心配な人）
2. 日 時 平成23年6月1日・8日・15日・22日・29日 18:30～20:00時まで
（実施日は基本的に毎週水曜日とし、通年実施いたします）
3. 場 所 東通村体育館
4. 対 象 者 小学生1年生から6年生までの男女
5. 年間参加費 1,000円（ボール・物品代として最初にいただきます）
6. 指 導 者 東通村バレーボール協会員及び愛好者
7. そ の 他 ①この教室は年間を通して実施し、開催日は基本的に毎週水曜日とする（年間50回程度開催予定。開催日については「広報ひがしどおり」の体育館行事予定表をご参照ください）
②運動不足気味のお父さん・お母さん方も運動着でお子さんと一緒にご参加ください
③スポーツ保険等については、各自でご対応ください
④詳細、申込等につきましては下記の事務局までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

事務局 森山 ☎47-2001または27-2200